

中国の民法典および関連知的財産権法律 の懲罰的賠償の規定と判例（後編）

北京銀龍知識産権代理有限公司
(Dragon Intellectual Property Law
Firm)

丁文蘊
弁理士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に北京において創設された中国におけるIP事務所である。2017年に北京慧龍法律事務所を創立し、専利権、商標権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務において、全面的に展開している。丁氏は、2006年に北京銀龍知識産権代理有限公司に加入し、特許権の取得、復審、無効手続、訴訟及びカウンセリングにおいて豊富な経験を有する。

【概要】

中国において、2020年5月28日『中華人民共和國民法典』（以下「民法典」という。）が可決した。民法典には、知的財産権に関する規定が多く定められている。本稿では、民法典ならびに知的財産権に関連する法律における懲罰的賠償に関する規定について紹介する。また、懲罰的賠償が適用された判例について解説する。後編では、懲罰的賠償の適用条件である「情状が深刻である」の認定、賠償基数および賠償倍数の確定について、関連する規定および判例に基づき説明する。

【詳細】

懲罰的賠償に関する条項についての民法典および知的財産に関する法律との比較解説、懲罰的賠償の適用条件である「故意」と「悪意」の認定についての関連規定および判例については、「中国民法典および関連知的財産権法律の懲罰的賠償の規定と判例（前編）」をご覧ください。

3. 「情状が深刻である」の認定

情状が深刻であることの認定については、懲罰的賠償の司法解釈の第4条に、以下の関連規定がある。

「知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、人民法院は、権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、訴訟における権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、情状が深刻であると認定することができる。

(一) 権利侵害により行政処罰を受けたか、または法院により責任を負う旨の判決を受けた後に、同一または類似の権利侵害行為を再び実施した場合。

(二) 知的財産権侵害を業としている場合。

(三) 権利侵害に係る証拠を偽造、毀損または隠蔽した場合。

(四) 保全裁定の履行を拒否した場合。

(五) 権利侵害により獲得した利益または権利者の被った損害が大きい場合。

(六) 権利侵害行為が、国家安全、公共利益または人身の健康に危害を与える恐れがある場合。

(七) その他情状が深刻であると認定できる場合。」

北京指導的意見の1.16、1.17における「情状が深刻な場合」の認定は、以下のとおりである。

「1.16【商標権侵害における「情状が深刻な場合」の認定】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「商標権侵害の情状が深刻」と認定することができる。

(1) 権利侵害が、完全に事業とされている場合。

(2) 被訴行為の継続時間が、長かった場合。

(3) 被訴行為が、広い区域範囲にわたった場合。

(4) 権利侵害により獲得した利益の額が、巨大である場合。

(5) 被訴行為が、同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護等の関連法律・法規に違反し、人身安全への危害、環境資源の破壊、公共利益への深刻な損害をもたらす可能性がある場合。

(6) その他の状況。

「1.17【営業秘密侵害における「情状が深刻な場合」の認定】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「営業秘密侵害の情状が深刻」と認定することができる。

- (1) 権利侵害が、完全に事業とされている場合。
- (2) 被訴行為の継続時間が、長かった場合。
- (3) 被訴行為により、営業秘密が公衆に知られた場合。
- (4) 権利侵害により獲得した利益の額が、巨大である場合。
- (5) 被告が他人の営業秘密を何度も侵害したか、または他人の複数の営業秘密を侵害した場合。
- (6) 被訴行為が、同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護等の関連法律・法規に違反し、人身安全への危害、環境資源の破壊、公共利益への深刻な損害をもたらす可能性がある場合。
- (7) その他の状況。」

(2019) 最高法知民終 562 号判決において権利侵害者の情状が深刻と認定された理由は、輸出販売した国と地域が 20 以上に達し、自認した売上高が 3700 万元（日本円約 6 億 7 150 万円）を超えたためである。

(2020) 粵 03 民初 1316 号判決において権利侵害者の情状が深刻と認定された理由は、次のとおりである。(1) 被告が獲得した権利侵害商品による利益は、135014380.19 元（日本円約 24 億 5000 万円）と巨額である。(2) 被告は、2 年間継続して計 114 個の商品に対し商標侵害行為を実施し、インターネット上のプラットフォームを通して商品を全国各地に販売した。その権利侵害期間は長く、範囲は広く、規模は大きい。(3) 被告は、単に原告の本件の商標を使用しただけではなく、同時に原告の商号、原告の他の商標と類似した表示をも使用した。(4) 被告は、自ら商標侵害行為を実施しただけでなく、ホームページ上で投資協力まで募り、その権利侵害範囲をさらに拡大した。(5) 天猫公司（中国最大の EC サイト）が提出したバックグラウンドデータ（保存されていたデータ）によると、被告会社は、本件以外でも商標侵害苦情を申し立てられたことがあり、その権利侵害行為は、本件と性質が同じである。被告の行為は、法律に対する畏敬の念の欠如、他人の知的財産権に対する尊重の欠如を表している。

過去の多数の案件では、主観的故意と客観的情状の深刻さについて十分明瞭に区別されていなかったが、上記より、権利侵害の範囲や程度など、権利侵害の客観的状況が権利侵害者の「情状が深刻」と判定する際に重要な事項として考慮されていることが分かる。

4. 賠償基数について

賠償基数の確定について、懲罰的賠償の司法解釈の第5条第1項および第2項に以下の関連規定がある。

「人民法院は懲罰的賠償額を確定するにあたって、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額または権利侵害により獲得した利益を算定基数としなければならない。当該基数には、権利侵害を制止するために原告が支払った合理的な支出は含まれない。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

前項にいう実際の損害額、違法所得額および権利侵害により獲得した利益の算定がいずれも困難である場合、人民法院は、法により当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定するとともに、これを懲罰的賠償額の算定基数とする。」

上記規定では、基数に合理的な支出が含まれないことを明確にしている。なお、当該基数を、法定賠償額とすることはできない。

同規定は各部門法の関連規定と一致しているが、中国の知的財産権侵害の実務では、権利侵害訴訟の大半の案件において、原告の実際の損害額、被告の違法所得額または権利侵害により獲得した利益などを明らかにできず、最終的には法定賠償によってその賠償額が確定されている。つまり、懲罰的賠償の適用が大きく制限されているといえる。

一方で、2021年12月21日、上海市浦東区人民法院は、(2020)沪0115民初85435号判決を下した。この事件において、原告は被告のすべての利益獲得状況を証明できなかったが、証拠によって被告の利益獲得額の一部を確認することができた。加えて、法院は、被告の権利侵害行為は懲罰的賠償の関連規定に合致すると認定した。このため、当該確認可能な被告の利益獲得部分については、3倍の懲

罰的賠償が適用された。さらに、確認が困難な部分については、法定賠償の100万円（日本円約1810万円）が適切に適用され、最終的な合計賠償額は170万円（日本円約3080万円）超となった。

本案は一審判決であり、最終的に当該判決が確定するか否かは後続の裁判状況によるが、このような革新的な判決は、懲罰的賠償の適用範囲が小さいという問題を一定程度確実に解決できると考えられる。

5. 賠償倍数について

賠償倍数の確定について、懲罰的賠償の司法解釈の第6条には以下の関連規定がある。

「人民法院は、法により懲罰的賠償の倍数を確定するにあたって、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さ等の要素を、総合的に考慮しなければならない。

同一の権利侵害行為により既に行政過料または刑事罰金が科されかつ執行が完了したことで、被告が懲罰的賠償の責任の減免を主張した場合、人民法院はこれを支持できない。ただし、前項にいう倍数を確定する際に総合的に考慮することができる。」

以上の規定から、事実上、賠償倍数の考慮要素は「故意」と「情状が深刻である」ことに、密接に関係していることがわかる。

（2019）最高法知民終562号判決では、以下の情状が懲罰的賠償に関連すると認定されている。（1）主観的悪意が深刻である。（2）生産規模が巨大である。

（3）侵害された営業秘密（秘密とされた技術）は、製品の形成に重要な役割を果たす。（4）権利侵害者は正当な理由がなく帳簿、資料の提出を拒否し、拳証妨害を行っているため、不利な法的結果を負担すべきである。最終的には2.5の懲罰倍数を確定し、その整数の3000万円（日本円約5億3420万円）を被告の賠償額とした。

なお、専利法と著作権法における懲罰的賠償条項は2021年6月1日から実施され、実施日以前までの権利侵害行為については懲罰的賠償条項を適用することができない（遡及適用されない）ため、該当する判例は存在しない。

営業秘密と商標専用権の侵害については、既存の法律規定と判例はすでに比較的合理的な審理思想を表している。

6.まとめ

補償的賠償の目的は、権利者の実際の損害を補填することにある一方、懲罰的賠償の目的は、権利者の実際の損害を補填することだけでなく、実際の損害や権利侵害により獲得した利益よりも高い金額、または数倍高い金額を支払うよう権利侵害者に命じることで、最初の権利侵害、悪意による権利侵害、繰り返しの権利侵害等の深刻で悪質な情状を有する権利侵害に対し厳しい措置を執り、権利侵害の発生を阻止・抑制するためでもある。懲罰的賠償を時宜適用することは、現段階で中国が知的財産権の保護を強化する上で非常に重要な意義を持つと考える。

【ソース】

1. 最高人民法院による、知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈（2021年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210303.pdf

2. 北京市高級人民法院による「知的財産権および不正競争事件における損害賠償の確定に関する指導的意見および法定賠償の裁判基準」（2020年）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20200423.pdf

3. (2019) 最高法知民終 562 号判決

「侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿典型案例」：目录 1

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>

4. (2019) 粵民再 147 号判決

「侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿典型案例」：目录 6

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>

5. (2020) 粵 03 民初 1316 号判決

6. (2020) 沪 0115 民初 85435 号判決

7. 中華人民共和国 民法典

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)